

「京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p data-bbox="257 268 938 308">京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱</p> <p data-bbox="123 384 331 413">第1～第7（略）</p> <p data-bbox="123 448 376 517">第8 医療受給申請 （略）</p> <p data-bbox="190 528 1106 1362">(4) 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等 なお、第8の(1)に規定する肝炎治療受給者証認定に係る診断書については、第5で規定する指定医療機関において記載するものとする。 また、申請書に申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者についてマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載し、直近年度の地方税関係情報について取得すること及び住民基本台帳関係公簿を閲覧することに同意し自ら署名を行った場合は、上記第8の(2)及び第8の(3)に規定する資料の提出を省略することができるものとする。 ただし、例外的に助成期間の延長が必要となる者は、あらかじめ有効期間延長申請書（別記第6号様式）を、副作用等の要因により受給者証の有効期間延長が必要となる者は有効期間延長申請書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。 また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる。医療保険の加入関係の確認は、マイナンバーを用いた情報連携を実施することで行うものとする。ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うこと。<u>なお、経過措置として、令和6年12月1日時点で発行されている健康保険証は最大で1年間、従前のおり使用することが可能であることから、それまでの間</u></p>	<p data-bbox="1265 268 1946 308">京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱</p> <p data-bbox="1131 384 1339 413">第1～第7（略）</p> <p data-bbox="1131 448 1384 517">第8 医療受給申請 （略）</p> <p data-bbox="1198 528 2114 1299">(4) 知事が申請内容の審査に必要と認める書類等 なお、第8の(1)に規定する肝炎治療受給者証認定に係る診断書については、第5で規定する指定医療機関において記載するものとする。 また、申請書に申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者についてマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載し、直近年度の地方税関係情報について取得すること及び住民基本台帳関係公簿を閲覧することに同意し自ら署名を行った場合は、上記第8の(2)及び第8の(3)に規定する資料の提出を省略することができるものとする。 ただし、例外的に助成期間の延長が必要となる者は、あらかじめ有効期間延長申請書（別記第6号様式）を、副作用等の要因により受給者証の有効期間延長が必要となる者は有効期間延長申請書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。 また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる。医療保険の加入関係の確認は、マイナンバーを用いた情報連携を実施することで行うものとする。ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報のPDFファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うこと。</p>

「京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p><u>は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証による確認も可能とする。</u></p> <p>第9～第17（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別添1 肝炎治療特別促進事業における認定基準</p> <p>1 B型慢性肝疾患 (略)</p> <p>2 C型慢性肝疾患 (1) (略)</p> <p>(2) インターフェロンフリー治療について HCV-RNA 陽性のC型慢性肝疾患（C型慢性肝炎若しくは Child-Pugh 分類AのC型代償性肝硬変又は Child-Pugh 分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変）で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。</p> <p>※1 上記については、C型慢性肝炎又は Child-Pugh 分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみ助成とし、Child-Pugh 分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみ助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって<u>他のインターフェロンフリー治療薬</u>を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、2（1）及びペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害薬による3剤併用</p>	<p>第9～第17（略）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年2月20日から施行し、令和7年12月10日から適用する。</u></p> <p>別添1 肝炎治療特別促進事業における認定基準</p> <p>1 B型慢性肝疾患 (略)</p> <p>2 C型慢性肝疾患 (1) (略)</p> <p>(2) インターフェロンフリー治療について HCV-RNA 陽性のC型慢性肝疾患（C型慢性肝炎若しくは Child-Pugh 分類AのC型代償性肝硬変又は Child-Pugh 分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変）で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。</p> <p>※1 上記については、C型慢性肝炎又は Child-Pugh 分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみ助成とし、Child-Pugh 分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみ助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって<u>インターフェロンフリー治療薬</u>を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、<u>再治療に前治療と同一の治療薬を用いる場合は、グレカプレビル・ピブレンタスビルの前治療8週、再治療12週とする療法に限る。また、2（1）及びペグインターフ</u></p>

「京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p>療法に係る治療歴の有無を問わない。</p> <p>※2 上記については、初回治療の場合、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。</p> <p>※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。</p>	<p>ェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害薬による3剤併用療法に係る治療歴の有無を問わない。</p> <p>※2 上記については、初回治療の場合、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。</p> <p>※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。</p>
<p>第4-9号様式 インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書</p>	<p>第4-9号様式 インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書</p>
<p>■診断書作成医記入欄（略）</p>	<p>■診断書作成医記入欄（略）</p>
<p>■京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱 別添1 肝炎治療特別促進事業における認定基準（抜粋）の枠内</p>	<p>■京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱 別添1 肝炎治療特別促進事業における認定基準（抜粋）の枠内</p>
<p>(2) インターフェロンフリー治療について</p> <p>HCV-RNA 陽性のC型慢性肝疾患（C型慢性肝炎若しくはChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変又はChild-Pugh分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変）で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。</p> <p>※1 上記については、C型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみの助成とし、Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって<u>他のインターフェロンフリー治療薬</u>を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、2（1）及びペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害薬による3剤併用療法に係る治療歴の有無を問わない。</p>	<p>(2) インターフェロンフリー治療について</p> <p>HCV-RNA 陽性のC型慢性肝疾患（C型慢性肝炎若しくはChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変又はChild-Pugh分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変）で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。</p> <p>※1 上記については、C型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみの助成とし、Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって<u>インターフェロンフリー治療薬</u>を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、<u>再治療に前治療と同一の治療薬を用いる場合は、グレカプレビル・ピブレントスビルの前治療8週、再治療12週とする療法に限る。また、2（1）</u></p>

「京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱」新旧対照表（変更箇所は下線表示）

旧	新
<p>※2 上記については、初回治療の場合、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。</p> <p>※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。</p>	<p>及びペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害薬による3剤併用療法に係る治療歴の有無を問わない。</p> <p>※2 上記については、初回治療の場合、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。</p> <p>※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、日本肝臓学会肝臓専門医又は京都府が適当と定める医師が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。</p>
(略)	(略)